



専門家に聞く

税務Q&A

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会
南立 清治
ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>

役員報酬(定期同額給与)の改定

Q

当社は、9月決算法人で毎年11月に開催の定時株主総会において役員報酬の改定(年1回)を行いますが、新年度の役員報酬の改定については、諸般の事情により事業年度開始の10月分より改定を行う予定です。改定の時期が継続していませんが、法人税法上問題は無いでしょうか。



A

事業年度開始から3ヶ月以内の役員報酬の改定(通常改定)であれば、法人税法上、継続して每期所定の時期に改定する必要はないので、問題はありません。

1. 定期同額給与

平成19年4月より、法人税法においては、法人が役員に対して支給する給与^(注1)ののうち定期同額給与、事前確定届出給与又は利益連動給与のいずれにも該当しないものの額は損金の額に算入されません。

このうち、定期同額給与とは、その事業年度の毎月の支給額が同額であるものをいいますが、事業年度中の改定については、次のようなケースを定期同額給与として規定しています。

2. 法人税法上損金算入となる定期同額給与の改定

①通常改定

通常改定とは、事業年度開始から3ヶ月以内^(注2)の役

員報酬の改定をいいます。例えば、9月決算法人で月50万円の取締役Aに対する役員報酬を11月の定時株主総会で月70万円へ増額改定支給し、事業年度末又は翌期首3ヶ月以内の改定前までこの改定額を支給すれば定期同額給与となりますが、定時株主総会では改定せず、6ヶ月後の4月から月70万円と改定した場合は、改定前の月50万円までが定期同額給与となり、4月から期末までの月20万円増額の6ヶ月分120万円が損金不算入となります。(この4月の改定が次の②か③に該当する場合は、損金不算入額はありません。)

②特段の事情があると認められる場合の通常改定

例えば、法人の役員報酬がその親会社の役員報酬の額を参酌して決定されるなどの常況にあるため、その親会社の定時株主総会の終了後に改定するなど、恣意性の介入する余地がないその法人の意思では操作できないようなやむをえない事情による改定は、事業年度開始から3ヶ月後であっても継続して每期所定の時期に改定することを条件として認められています。

③臨時改定事由、業績悪化改定事由による改定

①②以外でも、法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更等^(注3)、法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由等による改定は、認められています。

役員報酬の改定等に関しては、注意を要する点多々ありますので、事前に税理士へ相談してください。

※注1 不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入されません。退職給与、使用人兼務役員の使用人分給与等は、除かれます。

※注2 事業年度開始から3ヶ月以内の改定となった理由としては、役員報酬の支給額を定める時期が一般的に定時株主総会の時であること、事業年度後半などの改定を許容すると利益調整の余地が生ずることなどが挙げられています。なお、この3ヶ月ルールについては延長される可能性があり注意を要します。

※注3 役員が病気で入院したことにより当初予定されていた職務の執行が一部できないこととなった場合を含む。